

令和8年度福井県ひきこもり地域支援センター運営業務
委託仕様書(案)

福井県障がい福祉・精神保健相談所

1 仕様書の目的

この仕様書は、福井県（「甲」という。）が社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の甲が適当と認める民間団体（以下「乙」という）に委託する「福井県ひきこもり地域支援センター」に係る運営業務を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定める。

2 業務の目的

本業務は、ひきこもりに特化した相談窓口としての機能を有する「福井県ひきこもり相談支援センター」（以下「センター」という。）を運営し、「3 業務の内容」に掲げる各業務を実施し、ひきこもり状態にある本人や家族等（以下「対象者」という。）を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

3 業務の内容

業務を行うにあたっては、甲並びに支援機関と情報共有するなど、連携して業務を行うこと。なお、業務を行うにあたっては、国が示す「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」、その他当該制度に係る厚生労働省通達などを考慮した運営を行うこと。

（1）センターおよび嶺南サテライト拠点の設置

広く相談を受ける窓口として嶺北にセンターを設置するほか、主に嶺南地域に居住する県民からの相談等に対応するため、嶺南サテライト拠点を設置する。

【設置内容】

	センター	嶺南サテライト拠点
①設置場所	嶺北地域 ①居場所支援は、福井県光陽分庁舎 ②居場所支援以外の事業を実施する場合は、空きスペースを借り上げるなどし、常設の場所を設置。 ・プライバシーの確保ができる個室スペースを設けること	嶺南地域 拠点にて居場所支援を実施。 拠点の形態は、空きスペースを借り上げるなどし、常設の居場所を設置。 ・10名以上が集まれて、活動できるスペースの確保すること ・プライバシーの確保ができる個室スペースを設けること
②開設日・時間※	月曜日から金曜日 8:30～17:15 を基本とする。（祝日および年末年始を除く。）	

※②ただし、利用状況に応じ、土日の開所や時間の延長等については、別途甲と協議して行うものとする。

(2) 相談支援

対象者からの来所、電話、メール等による相談に対応し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行うこと。訪問支援にあたっては、原則、本人の同意を得て行うこととする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぐとともに、当該機関と情報交換を行うことにより、対象者への支援の状況を把握し、継続的な支援を行うこと。支援に当たっては、台帳や相談記録および集計表(別紙)を作成し、甲に報告すること。

(3) 居場所支援

ひきこもり状態にある本人が、他者と関わり、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行うこと。設置場所での活動に加え、所外で行う活動等、参加者が利用しやすい企画等も行うこと。

また、相談窓口からの繋ぎ先となり得る居場所等の社会資源を充実させるため、地域連携による居場所等の社会資源の掘り起こしを行い、ひきこもり状態にある本人が多様な選択をできるようにすること。

なお、居場所の設置個所は嶺北・嶺南で各1か所とする。

【居場所支援内容】

	センター	嶺南サテライト拠点
設置場所	福井県光陽分庁舎	嶺南サテライト拠点内
実施頻度	週2回(3時間／回)以上	週1回(3時間／回)以上
備品一式	現状の備品を引き継ぐ (机・椅子・ボードゲーム等)	新規購入

(4) 多職種専門チームの設置

多様かつ専門的な観点による支援体制を整備するため、センターに、医療、心理、福祉、法律、就労、教育関係等のうち、それぞれ異なる分野を専門とする3名以上の専門職から構成される現在の「福井県ひきこもり支援専門チーム」を継続して設置すること。メンバー選定に変更が生じる場合は、甲と協議すること。

なお、ひきこもり支援を実施する市町に対して、チームの中から適切な専門家を市町が行う「困難事例ケース会議」などへ積極的に派遣し、専門的な観点から助言を行うこと。

【多職種専門チーム活用内容】

内 容	
チーム会議	年1回以上
市町への派遣	派遣依頼に応じて対応 (R6年度実績 17回)

(5) 市町やひきこもり支援関係機関への後方支援・ネットワークづくり

市町やひきこもり支援相談機関において、ひきこもり支援が効果的に実施されるよう、助言や相談対応をするとともに、必要に応じて市町の開催する連携会議、協議会などに出席し、関係機関のネットワーク構築の促進等を行い、住民が身近なところで支援を受けることができるよう、市町でのひきこもり支援の充実・強化を図ること。なお、支援の方向性や進め方等については、定期的に甲、乙および福井県健康福祉部障がい福祉課にて協議していく。

(6) 家族会および当事者会の開催

ひきこもり状態にある本人やその家族などに向けたグループワーク、学習会などを開催し、本人やその家族への支援や情報発信を行うこと。

なお、当事者会は居場所支援と合同で開催することができるものとする。

【家族会および当事者会の開催】

	センター	嶺南サテライト拠点
家族会	各1回／月 以上	各1回／月 以上
当事者会		

(7) 住民への普及啓発

チラシ・ポスター、ホームページの作成などにより、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用および地域の関係機関、関係事業の広報、周知を行う等、利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関に関する情報を住民に分かりやすく発信すること。

また、ひきこもり状態にある本人やその家族を含め、広く住民向けに講演会等を開催しひきこもりに関する普及啓発を図ること。

【普及啓発内容】

内 容	
パンフレット	例1:A3冊子・カラー 1000枚／年 例2:A3二つ折り・カラー 500枚／年 ※県内全域に配布すること
ホームページ	センターHPを開設 行事内容等を随時更新

住民向け講演会	1回／年 以上
SNS の活用	行事内容等を随時発信

(8) 市町やひきこもり支援関係機関の職員養成研修

ひきこもり支援を担当する市町の職員やひきこもり支援関係機関等の職員を広く対象として、支援に必要な知識や技術等を修得させる養成研修を行うこと。

養成研修の実施に当たっては、講義やグループワーク等の形式を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。

加えて、養成研修プログラムには、ひきこもりの経験者や家族などによる講演等を盛り込むなど、対象者の思いや願いに沿った支援を学べるよう配慮すること。また、必要に応じて継続研修を実施する等、段階的なスキルアップにも配慮すること。

なお、当該研修会の実施形態については、県内2地域(嶺北・嶺南)での開催を基本とするが、甲と協議の上、実施地域や開催方法等を見直すことができるものとする。

【研修内容】

	内容	回数
オンライン研修	講師による講義	2回／年 以上
集合研修	グループワーク形式による事例検討	2回／年 以上 ※嶺北・嶺南各1回以上

(9) その他

本仕様書に定めのないものについても、本委託業務の遂行上必要と思われるものは、福井県と協議の上、了承されたものについてこれを行うことができるものとする。

4 人員体制

上記3に従事する職員として、4名以上を配置する。

4名は所長1名、主任コーディネーター1名、コーディネーター2名を想定。

センターおよび嶺南サテライト拠点の開設時間中は、各1名以上の職員が常駐となる体制を確保すること。

また、対象者が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるよう、所長および主任コーディネーターには、専門職を配置すること。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらの有資格者と同等の相談業務等を

行うことができる者とする。

併せて、コーディネーターは、次のア～ウのいずれかの条件を満たす者とする。

ア 大学において心理学を専攻する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

イ 大学院において心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

ウ 福祉・教育・雇用関係機関における相談支援の勤務実績が通算 5 年以上ある者

【職員配置体制】

役職	人数	主な勤務地	勤務日数	資格等
所長	1名	センター・嶺南サテライト拠点	3日／週 以上 かつ 21時間／週 以上	専門職
主任コーディネーター	1名	センター・嶺南サテライト拠点	4日／週 以上 かつ 28時間／週 以上	専門職
コーディネーター	1名	センター	4日／週 以上	上記ア～ウ
コーディネーター	1名	嶺南サテライト拠点	4日／週 以上	上記ア～ウ

5 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 相談記録

相談記録の様式については、甲乙協議の上、定めるものとする。

また、相談記録については、センターにおいて、鍵のかかる書庫等に保管すること。なお、相談記録は、原則として持ち出し禁止とするが、やむを得ず持ち出す必要がある場合には、主任コーディネーターの許可を得て持ち出すこととし、紛失・盗難等の無いよう、細心の注意を払うこと。

7 業務実施状況の報告

実施状況報告は、集計表(別紙)により報告する。

8 次年度における業務の引継ぎに関する事項

計画期間終了後に新受託者に同業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、計画期間中に引継ぎ期間を設け、確実に新受託者および甲に業務を引き継ぐこと。なお、新受託者への引継ぎ業務のために必要な経費については、本事業に係る経費の対象外とする。

9 その他、事業実施に当たっては甲と十分に連携を図るとともに、必要な事項は甲に協議すること。

福井県が実施するひきこもり関連施策と連携して事業の遂行を行うこと。